



基本構想

- I 計画の名称
- II 計画の構成及び期間
- III まちづくりの理念
- IV まちの将来像
- V まちの将来の人口と都市構造
- VI 基本構想の体系図

目次

I	計画の名称	25
II	計画の構成及び期間	26
III	まちづくりの理念	27
IV	まちの将来像	28
V	まちの将来の人口と都市構造	29
	1. 人口	29
	2. 土地利用	30
VI	基本構想の体系図	34
	体系図	34
	第1章 「まちづくりの原動力となるひとづくり」	35
	第2章 「生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり」	36
	第3章 「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」	37
	第4章 「安全・安心に暮らせるまちづくり」	38
	第5章 「時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり」	39
	第6章 「まちづくりのための基盤づくり」	40
	(参考) 基本構想とまちづくりの指針の関係性	41

I 計画の名称

寒川町の総合計画は、昭和 45 年に策定した寒川町総合計画（昭和 45 年度～昭和 52 年度）以降、第 2 次寒川町総合計画（昭和 53 年度～昭和 60 年度）、第 3 次寒川町総合計画（昭和 61 年度～平成 7 年度）、第 4 次寒川町総合計画（平成 8 年度～平成 17 年度）、寒川町総合計画「さむかわ 2020 プラン」（平成 14 年度～平成 32 年度）まで通算して 5 回にわたり総合計画を策定しています。

本計画は、2040 年度を展望して寒川町が目指す将来像を掲げ、それを実現する総合的な計画であることから、計画の名称を寒川町総合計画 2040 とします。

Ⅱ 計画の構成及び期間

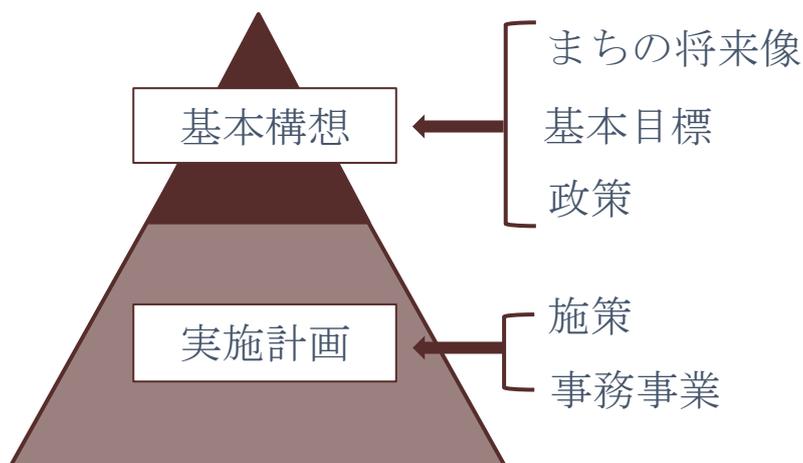
この計画は、「基本構想」及び「実施計画」をもって構成し、寒川町が目指す将来像を明らかにするとともに、これを計画的に実現するための総合的な方向性を示します。また、計画期間は「基本構想」を20年間とし、「実施計画」を4年間とします。

基本構想

目標年次である2040年度（令和22年度）を展望して寒川町が目指す将来像を明らかにするものです。その実現のため、まちづくりの基本的な目標を定めます。

実施計画

基本構想で明らかにした目指す将来像を実現するために財源を裏付けた具体的な取り組みを定めるものです。実施計画については、社会経済環境の変化に対応するため、計画期間を4年間とし、4年ごとに策定します。



基本構想 (R3～R22)				
第1次 実施計画 (R3～R6)	第2次 実施計画 (R7～R10)	第3次 実施計画 (R11～R14)	第4次 実施計画 (R15～R18)	第5次 実施計画 (R19～R22)

Ⅲ まちづくりの理念

寒川町の自治の基本を定めた最高規範である「寒川町自治基本条例」では、町民一人ひとりが寒川に住んでよかったといえる活力と豊かさのある寒川町を実現するため、「自治の基本理念」を「町民と町が協働するまちづくり」としています。

よって、この計画においても、町民のこころ豊かな暮らしの実現に向けて、「自治の基本理念」を「まちづくりの理念」とし、町民と町の相互補完と協力によりまちづくりを進めていくこととします。

まちづくりの理念

町民と町が協働するまちづくり

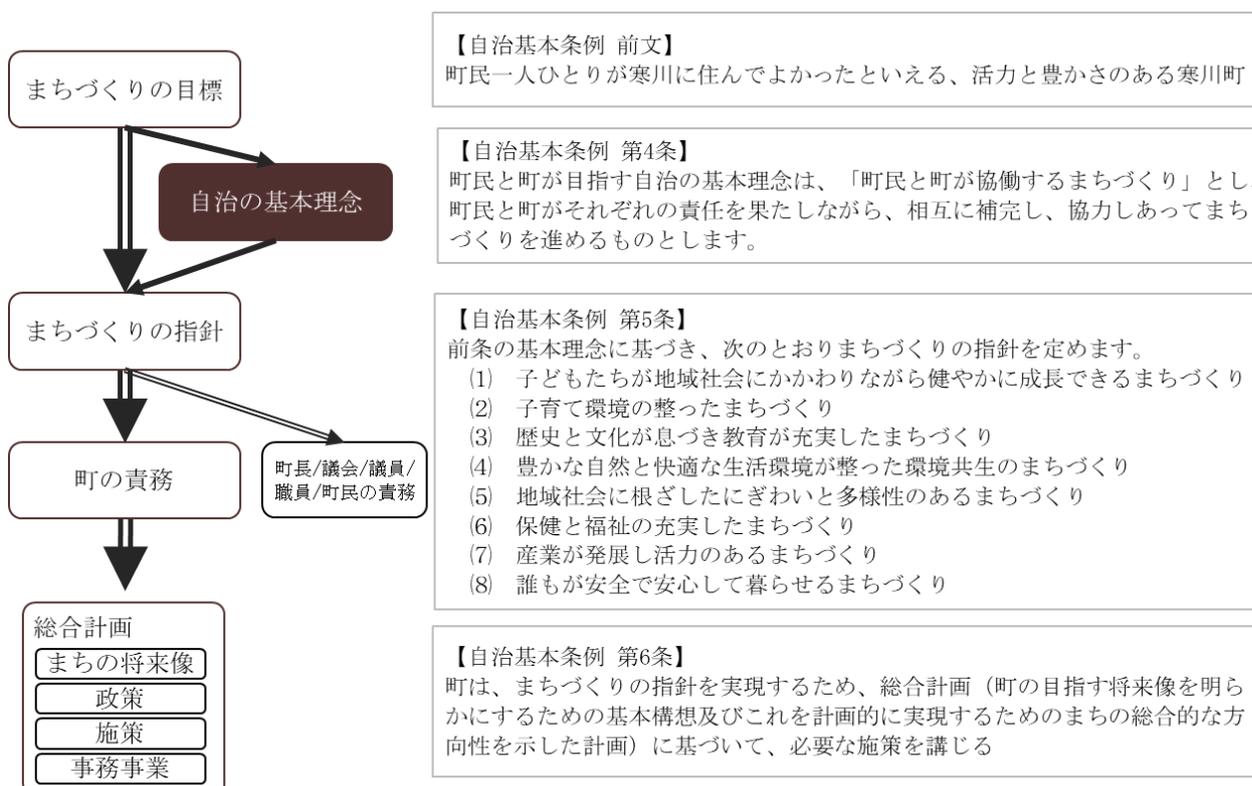
(参考) 寒川町自治基本条例抜粋

(自治の基本理念)

第4条 町民と町が目指す自治の基本理念（以下「基本理念」といいます。）は、「町民と町が協働するまちづくり」とし、町民と町がそれぞれの責任を果たしながら、相互に補完し、協力しあってまちづくりを進めるものとします。

※町民とは、町内に住み、働き、又は学ぶ者及び町内で活動する企業、民間非営利団体その他の団体のことを指します。（寒川町自治基本条例第3条より）

(参考) 自治基本条例と寒川町総合計画 2040 の関係



IV まちの将来像

私たちのまち寒川は、いにしえから「穏やかさ」「優しさ」「あたたかさ」といった町の
特長や町民性を受け継いできました。

これらの町の特長や町民性を後世に伝えながら、将来にわたって町民のこころ豊かな暮
らしを実現するために、つながることで生まれる力を最大限に発揮し、新たな価値を創造
することで、まちの新化へとつなげていきます。

つながる力によって、今後見込まれる様々な社会経済環境の変化にあっても、それぞ
れの時代に合わせて最適化を図ることで、こころ豊かな暮らしを実現するために、次のとお
りまちの将来像を掲げます。

まちの将来像

つながる力で 新化するまち

「つながる力」とは

町民同士、町民と行政、町内と町外などの様々な「つながり」により、新たな考え
方や手法を取り入れ、また生み出しながら地域課題を解決し、まちの活力を生み出
していくことを示しています。

「新化するまち」とは

つながる力により、チャレンジ精神にあふれ、前向きで成長を実感できる状態を目
指す理想の状態と考え、様々な社会経済環境の変化の中にあっても、新しく生み出
しながら進んでいくことを意味する「新化」を、寒川町独自の言葉として表現して
います。

V まちの将来の人口と都市構造

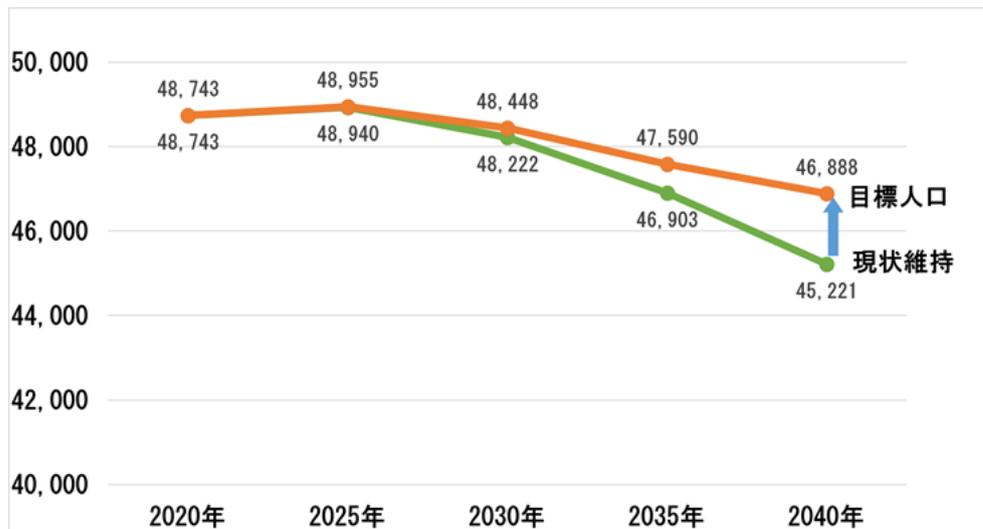
1. 人口

わが国全体において、さらなる人口減少や少子高齢化が進む中、寒川町の2040年（令和22年）の人口推計（令和5年3月31日現在の住民基本台帳人口を基に推計）については、現状推移を前提とすると概ね45,000人と見込みますが、人口減少の抑制に努めることで2040年（令和22年）の人口を概ね47,000人とすることを目指します。

また、世帯数については、人口総数と同様に減少するものの単独世帯の増加などに伴って増える要素もあり、人口減少と比べるとゆるやかな減少が予想される中、2040年（令和22年）の世帯推計は、概ね23,000世帯と見込みますが、目標人口を達成することで、概ね24,000世帯と見込みます。

（単位：人）

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
	実績値	推計値	推計値	推計値	推計値
現状推移	48,743	48,940	48,222	46,903	45,221
目標人口	48,743	48,955	48,448	47,590	46,888



目標人口の構成比など

（単位：人）

	2020年 (令和2年)	2025年 (令和7年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)
	実績値	推計値	推計値	推計値	推計値
人口総数	48,743	48,955	48,448	47,590	46,888
年少人口 (0～14歳)	6,299	5,979	5,555	5,118	5,001
構成比	12.9%	12.2%	11.5%	10.8%	10.7%
生産年齢人口 (15～64歳)	29,189	29,370	29,180	28,638	27,258
構成比	59.9%	60.0%	60.2%	60.2%	58.1%
老年人口 (65歳以上)	13,255	13,606	13,713	13,834	14,629
構成比	27.2%	27.8%	28.3%	29.1%	31.2%

2. 土地利用

1) 土地利用

寒川町の土地利用については、都市的土地利用面積は 874.3ha (65.1%)、自然的土地利用面積は 467.7ha (34.9%) となっています。(平成 27 年度都市計画基礎調査)

また、都市計画法上の市街化区域は 723ha (53.9%)、市街化調整区域は 619ha (46.1%) です。(令和元年度末現在)

寒川町では、都市化の進展に伴い、農地が減少し、住宅地などに変わってきています。今後も良好で快適な生活環境を確保しながら、自然環境と調和ある発展を図るためには、適正で合理的な土地利用を進める必要があります。

そこで、基本的な土地利用の方針を次のように設定します。

●市街化区域

用途地域及び土地利用の状況を十分考慮し、生活や生産基盤の整備を進め、良好な都市環境の形成に努めます。

●市街化調整区域

農業生産基盤として適正な農地の保全に努めるとともに、相模川の河川敷や目久尻川沿いの親水空間や緑地、山林についても貴重な自然資源として保全に努めます。

なお、市街化区域と市街化調整区域については、地域の発展状況や人口及び世帯数の増減などに応じて、適切な見直しを検討します。

2) 将来都市構造

まちづくりの骨格形成として居住や商工業・業務、行政、交通、交流、教育、医療・福祉、文化など様々な都市機能を効果的に配置するために、「生活」「産業」「広域交流」をキーワードに機能集積を図り、その後も機能充実を図っていく地区を「拠点」として位置付けます。

また、町民の暮らしやすさやまちの魅力向上に向けて、土地利用の方向性とその方針を検討していく地区については、「拠点」に準じた「ゾーン」として位置付けます。

●生活中心拠点

寒川駅周辺は、既存の機能集積を生かして商業施設や生活利便施設の集積を図るとともに、まちの中心地として魅力的な空間となるよう機能充実を図ることで、町民の暮らしを支える「生活中心拠点」とします。

●都市未来拠点

東海道新幹線新駅の設置を目指している倉見地区は、神奈川県総合計画「かながわグランドデザイン」や「かながわ都市マスタープラン」で神奈川の南のゲートとして位置付けられ、平塚市大神地区と一体的なまちづくりを行う「ツインシティ」の実現に向けた検討を進めており、新駅誘致とともに圏央道（さがみ縦貫道路）の寒川北インターチェンジ周辺のポテンシャルも生かした広域的な交流機能を担う新たな交通結節点としてふさわしい文化・交流、商業・業務などの機能集積を図り、必要な都市基盤整備などに取り組む「都市未来拠点」とします。

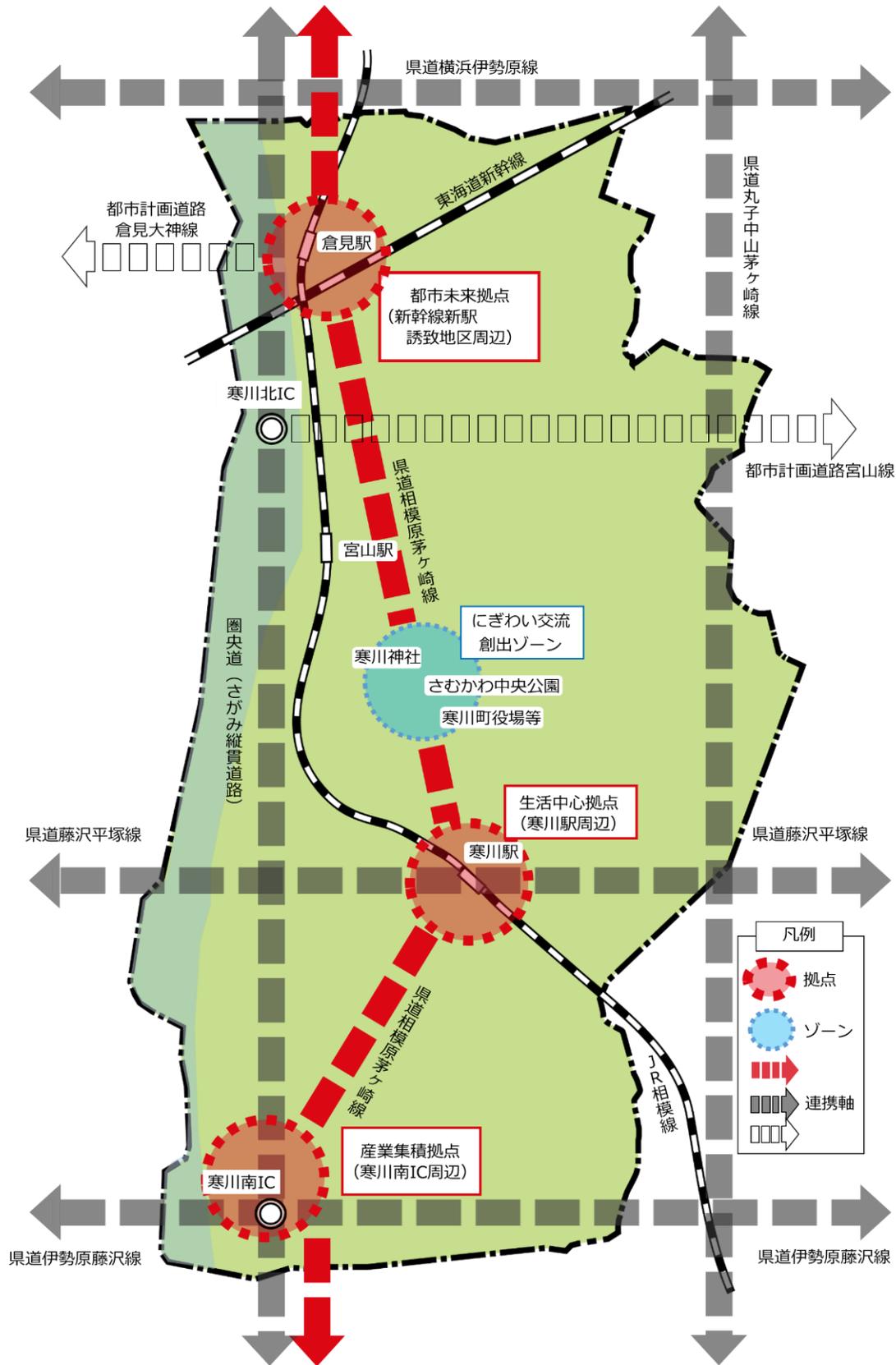
●産業集積拠点

寒川南インターチェンジ周辺は、交通の要衝としての特性を活かしつつ、周辺環境に配慮した良好な産業集積を図るとともに、継続的に育成、発展させていく「産業集積拠点」とします。

●にぎわい交流創出ゾーン

さむかわ中央公園周辺は、寒川総合体育館、寒川町民センター、寒川総合図書館などの公共施設が集積しており、イベントなどが頻繁に開催され、多くの方々が交流を深めています。また、寒川神社は、かながわのまちなみ100選などに選ばれ、寒川町の歴史文化のシンボルとして多くの方々から親しまれています。さらに、町役場の隣接地には既存の公共施設を複合化した新たな複合施設の建設の検討を進めていることから、これらの特性を生かして、町内のにぎわいと町外との交流を創出することで、地域の活性化資源として活用する「にぎわい交流創出ゾーン」とします。

寒川町の将来都市構造

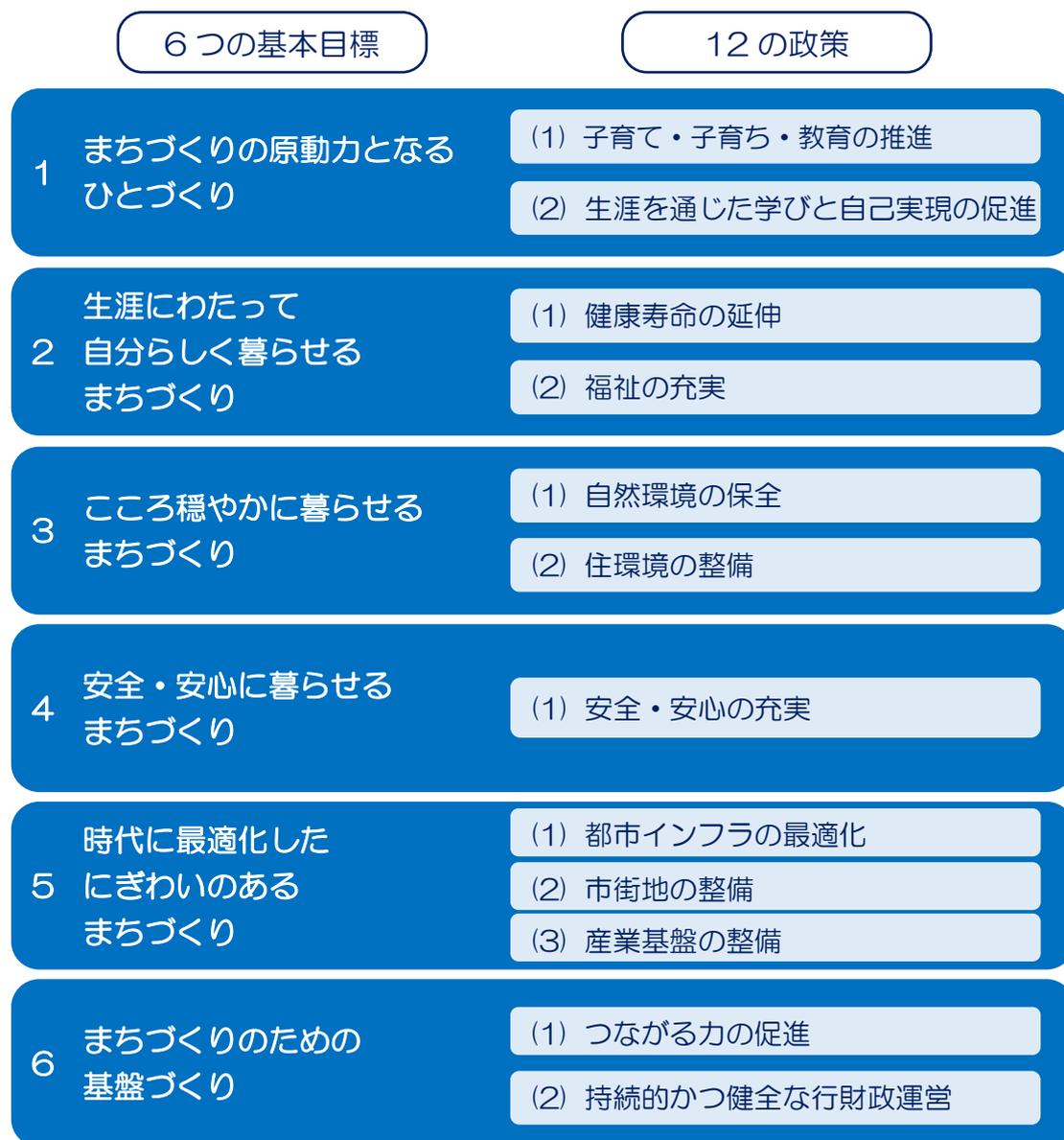


※位置についてはイメージで実際の線形ではありません。

VI 基本構想の体系図

まちの将来像「つながる力で 新化するまち」の実現に向けて、次に掲げる6つの基本目標と12の政策により、まちづくりを推進していきます。

本計画の推進にあたっては、今後見込まれる急激な社会環境の変化の中においても、まちの将来像の実現に向けて着実に歩みを進められるよう、各基本目標と政策を体系化し、計画性と財政の健全性を担保しながら、まちづくりを進めていきます。



第1章 「まちづくりの原動力となるひとづくり」

つながる力によるまちづくりにおいて最も重要なものは「ひと」づくりです。そのため、次代を担う子どもたちの豊かな個性と創造性をはぐくみ、寒川町の町民性である「穏やかさ」「優しさ」「あたたかさ」を受け継いでいくとともに、まちづくりの主体である町民が、誇りと生きがいをもって生涯にわたり学びながら自分らしく暮らしていくことで、まちづくりの原動力となる「ひと」の力を創出します。

第1節 「子育て・子育て・教育の推進」

寒川町が活力と豊かさに満ち、持続可能なまちづくりを進めていくためには、町の次代を担う子どもたちの健やかな成長がとても重要です。

このため、子どもたち一人ひとりが、心身ともに健やかに成長し、生きる力と寒川町の特長であるこころ豊かな人間性を備えて生涯にわたり活躍できるよう、地域社会全体で子どもの成長と子育てを支える環境を整えるとともに、創意あふれる教育の振興を進めていきます。

第2節 「生涯を通じた学びと自己実現の促進」

町民が誇りと生きがいをもって生涯にわたり自分らしさを発揮して暮らしていくためには、生涯を通じた学びの機会が重要な役割を持ちます。

このため、町民のだれもがいつでも自由に学びあい、教えあうことによって、個性や能力を伸ばしていくための学習環境やつながる場を充実させていくとともに、寒川町の「穏やかさ」「優しさ」「あたたかさ」を生み出してきた町固有の歴史や文化、伝統を守り、次代に伝えていくとともに、新たな文化の創造をめざしていきます。

第2章 「生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり」

「ひと」の力を最大限に発揮するための環境整備を進めます。町民の健康寿命を延伸し、福祉の充実を図ることで、今後見込まれる急激な社会環境の変化に対応しつつすべての町民が自分らしく暮らしていけるこころ豊かなまちづくりを進めていくための環境を整備します。

第1節 「健康寿命の延伸」

町民がその力をいきいきと最大限に発揮していくためには、生涯にわたって健康な状態を維持していくことが重要です。

このため、町民の健康寿命の延伸に資する取り組みを進めるほか、医療、保健・予防体制や感染症対策の充実と高齢者の生きがいのほか、町民自身の健康づくりに対する意欲を高めるなど、心身の健康づくりを進めます。

第2節 「福祉の充実」

すべての町民が住み慣れた地域の中で生涯にわたって自分らしく暮らしていくためには、こころのかよいう地域社会の実現が求められています。

このため、思いやりや助け合いといったひとのつながりによる地域福祉を推進していくとともに、福祉と保健・医療の連携を図り、地域社会全体での総合的な福祉の充実に努めます。

第3章 「こころ穏やかに暮らせるまちづくり」

町民がこころ穏やかに暮らし、明日への活力を得るための環境整備を進めます。寒川町の特長であり、町民のこころのより所となる豊かな水とみどりの保全と、快適でこころやすらぐ住環境の整備を進め、その中に新たなひとのつながりを創出することで、まちの魅力を向上させるとともに、まちづくりを進めていくための環境を整備します。

第1節 「自然環境の保全」

寒川町の広く青い空と水とみどり、田園風景は人々のこころにやすらぎを与え、同時にこころのより所となっています。

このため、寒川町の特長である川や自然環境を保全・活用し、こころのやすらぎと交流の場となる公園や緑地などを活用するとともに、次世代に良好な環境を継承していくため地球環境にも配慮したまちづくりを進めます。

第2節 「住環境の整備」

快適でこころやすらぐ住環境は日々の生活に豊かさとゆとりを感じさせ、人々の生活の活力の源になります。

このため、地域における環境美化の推進や廃棄物の減量化、資源の有効活用を進めるとともに、今後見込まれる空き家の増加など、都市のスポンジ化への対応も見据えながら、景観や快適性に配慮したまちづくりを進めます。

第4章 「安全・安心に暮らせるまちづくり」

町民のこころ豊かな暮らしを保障するための安全・安心のまちづくりを進めます。町民を様々な自然災害や事故・犯罪などから守り、安全・安心に暮らせる生活の場を、自助・共助・公助の力により作り出すことで、町民が生きがいと活力をもって活動できるまちづくりの基盤を整備します。

第1節 「安全・安心の充実」

地震発生リスクの高まりや異常気象などにより近年多発している自然災害、高齢者を狙った特殊詐欺など巧妙化する犯罪、社会的課題となっている交通安全上のリスクなど、町民の生活は様々な脅威にさらされており、生命や財産を守るための対策が必要です。

このため、常に最悪の事態を念頭に置き、町民の生命や財産を守るために従来での「防災」の範囲を超えた対策を進めるとともに、公助の取り組みを進めるだけでなく、地域における自助、共助の精神をはぐくみ、ひとのつながりによる防災、防犯、交通安全に努めるとともに、今後見込まれる人口減少や高齢化による消防・救急需要の増加に対応するための体制整備を行い、すべての町民が安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

第5章 「時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり」

今後、社会経済環境が急激に変化していくことが見込まれる中で、それぞれの時代に合わせてまちづくりを行いながらにぎわい創出を進めます。町内の都市インフラを最適化させていくとともに、首都圏につながる圏央道（さがみ縦貫道路）の町内2カ所のインターチェンジや産業集積拠点を生かした産業の活性化と労働力の確保を進め、まちづくりを支える都市基盤の整備を進めます。

第1節 「都市インフラの最適化」

町民の生活の利便性・快適性の向上と産業の活性化を図りながら持続可能なまちづくりを進めるためには、道路や下水道といった都市基盤施設を時代に合った形で最適化させていくことが必要です。

このため、町内外のつながりを生み出す公共交通や幹線道路などの整備を促進しつつ、持続可能性を重視した道路・橋りょうや下水道などの維持更新を効率よく進めていきます。

第2節 「市街地の整備」

魅力あるまちづくりを進めていくためには、地域の特性を生かした魅力と活力あふれる市街地の形成を図ることが重要です。

このため、田端西地区のまちづくりの整備やツインシティ倉見地区の市街地の整備など、町内はもとより町外とつながることで新たな可能性を生み出し、にぎわいと魅力を創出できる市街地の整備を進めます。

第3節 「産業基盤の整備」

町民がこころ豊かな生活を営むためには、地域社会と共存した産業の振興が必要です。

このため、町外との交通利便性を生かした産業基盤の整備と、地域の中で生まれ、にぎわいを生み出すとともに寒川町を支える商工業、地域の特性を生かした農業の振興を図ります。また、寒川町固有の歴史と文化や新たな地域資源を生かし、町内外のつながりを生み出す観光の振興を図ります。

第6章 「まちづくりのための基盤づくり」

まちづくりの基盤となる「ひと」のつながりの創出や持続的かつ健全な行財政運営を進めます。今後見込まれる急激な社会環境の変化の中において、まちづくりの大きな原動力となる「ひと」のつながりを積極的に創出し、また、その時代に最適な選択を行うことのできる持続的かつ健全でありながらも柔軟な行財政運営を推進することで「新化するまち」を実現し、町民のこころ豊かな暮らしを目指します。

第1節 「つながる力の促進」

新化するまちを実現するためには、多様な「ひと」のつながりとそこから生まれる「モノ・コト」とのつながりを活用することによって新たな視点や価値観を生み出す必要があります。

このため、地域における新たなコミュニティの創出や町民と町とのコミュニケーションの円滑化を進めていきます。

第2節 「持続的かつ健全な行財政運営」

魅力的なまちづくりを行っていくためには、持続的かつ健全な行財政運営の推進が必要です。

このため、行政資源の有効活用や適切な財源確保を行うとともに、「新化するまち」の実現をリードする町職員の育成を図り、限られた財源の中で行財政運営を効果的かつ、効率的に行うことで、まちづくりの基盤づくりを行います。

(参考) 基本構想とまちづくりの指針の関係性

町の最高規範である自治基本条例に町の責務として、「まちづくりの指針を実現するため、総合計画（町の目指す将来像を明らかにするための基本構想及びこれを計画的に実現するための町の総合的な方向性を示した計画）に基づいて必要な施策を講じるとともに、適正な町政運営に努めなければならない」旨、総合計画策定の根拠を位置付けました。

基本構想とまちづくりの指針の関係性は次のとおりです。

基本構想（政策ごと）とまちづくりの指針の関係性（マトリックス図）

			まちづくりの指針（自治基本条例第5条）									
			1	2	3	4	5	6	7	8		
			子どもたちが地域社会にかかわりながら健やかに成長できるまちづくり	子育て環境の整ったまちづくり	歴史と文化が息づき教育が充実したまちづくり	豊かな自然と快適な生活環境が整った環境共生のまちづくり	地域社会に根ざしたにぎわいのあるまちづくり	保健と福祉の充実したまちづくり	産業が発展し活力のあるまちづくり	誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり		
基本構想	1章	基本目標	まちづくりの原動力となるひとづくり									
		政策	1節 子育て・子育て・教育の推進	●	●	●						
		2節 生涯を通じた学びと自己実現の促進	●		●							
	2章	基本目標	生涯にわたって自分らしく暮らせるまちづくり									
		政策	1節 健康寿命の延伸	●					●			
		2節 福祉の充実	●					●		●		
	3章	基本目標	こころ穏やかに暮らせるまちづくり									
		政策	1節 自然環境の保全				●					
		2節 住環境の整備				●						
	4章	基本目標	安全・安心に暮らせるまちづくり								●	
		政策	1節 安全・安心の充実								●	
	5章	基本目標	時代に最適化したにぎわいのあるまちづくり									
政策		1節 都市インフラの最適化							●			
2節 市街地の整備								●				
	3節 産業基盤の整備						●	●				
6章	基本目標	まちづくりのための基盤づくり	●					●				
	政策	1節 つながる力の促進	●					●				
	2節 持続的かつ健全な行財政運営											